

第2次袖ヶ浦市国際化基本方針(案)



令和 年(年) 月
袖ヶ浦市

目 次

第1章 基本方針の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 基本方針の位置づけ	2
3 基本方針の期間	2
第2章 袖ヶ浦市における国際化の現状と課題	3
1 袖ヶ浦市の現状	3
(1) 外国人住民の現状	3
(2) 姉妹都市交流	6
(3) 袖ヶ浦市国際交流協会の活動	7
2 今後の課題	8
第3章 基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 基本方針の体系	13
第4章 基本目標ごとの主な施策	14
基本目標1 多文化共生のまちづくり	14
基本目標2 多様な国際交流活動の活性化	18
第5章 方針の推進	22

第1章 基本方針の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では平成7（1995）年度に策定した「袖ヶ浦市国際化基本構想」に基づき、平成8（1996）年度には市民レベルの国際交流を積極的に推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）を設立し、その後国際交流協会と連携を図りながら、「国際交流」及び「国際理解」等の取り組みといった、国際化に対応したまちづくりを推進してきました。

その後、経済をはじめとしたグローバル化の進展や東京湾アクアライン、圏央道開通などによるアクセス性の向上等により、本市の外国人の増加と定住化の進展が見込まれ、外国人と接する機会が多くなることから、新たに「多文化共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、「袖ヶ浦市国際化基本方針」（方針の期間：平成28（2016）年度～平成31（2019）年度）を策定し、「多文化共生のまちづくり」と「国際交流活動」を推進してきたところです。

本市で暮らす外国人住民数は、現在も増加傾向にあり、平成22（2010）年の外国人住民数は528人でしたが、平成31（2019）年では787人と、10年間で約1.5倍に増加しており、特に平成29（2017）年以降は、その増加率が高くなってきています。そのため、地域におけるコミュニケーション支援や、医療・災害等の生活に密着した情報の多言語化など、外国人住民の日常生活における支援をこれまで以上に推進していくことが必要となっています。また、外国人住民自身が、日本人住民と分け隔てなく市民として地域交流に参加していくことができるよう、暮らしやすい環境づくりを整備していくことが重要になってきています。

さらに、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正による外国人雇用者の受入拡大や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が令和2（2020）年に開催されることなどから、外国人住民及び外国人観光客が増えることが見込まれ、国際交流の機会が益々増えていくことが予想されるため、多文化への理解や、交流を一層推進していく必要があります。

これらのことから、前方針を踏襲しつつ、社会情勢や国際化推進に向けた新たな課題やニーズに対応し、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりをより一層推進していくため、「第2次袖ヶ浦市国際化基本方針」を策定しました。

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

（総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書より抜粋）

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、本市の最上位計画である袖ヶ浦市総合計画と整合性を図りながら、国際化に関する市の指針として位置付け、国際交流推進のために活動する国際交流団体等と連携し、多様な施策を推進します。

また、国・県・市の関連計画とも整合を図り、推進していきます。

3 基本方針の期間

この基本方針は、袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）の計画期間にあわせ、基本方針の期間を令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とします。ただし、基本方針の期間内であっても社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 袖ヶ浦市における国際化の現状と課題

1 袖ヶ浦市の現状

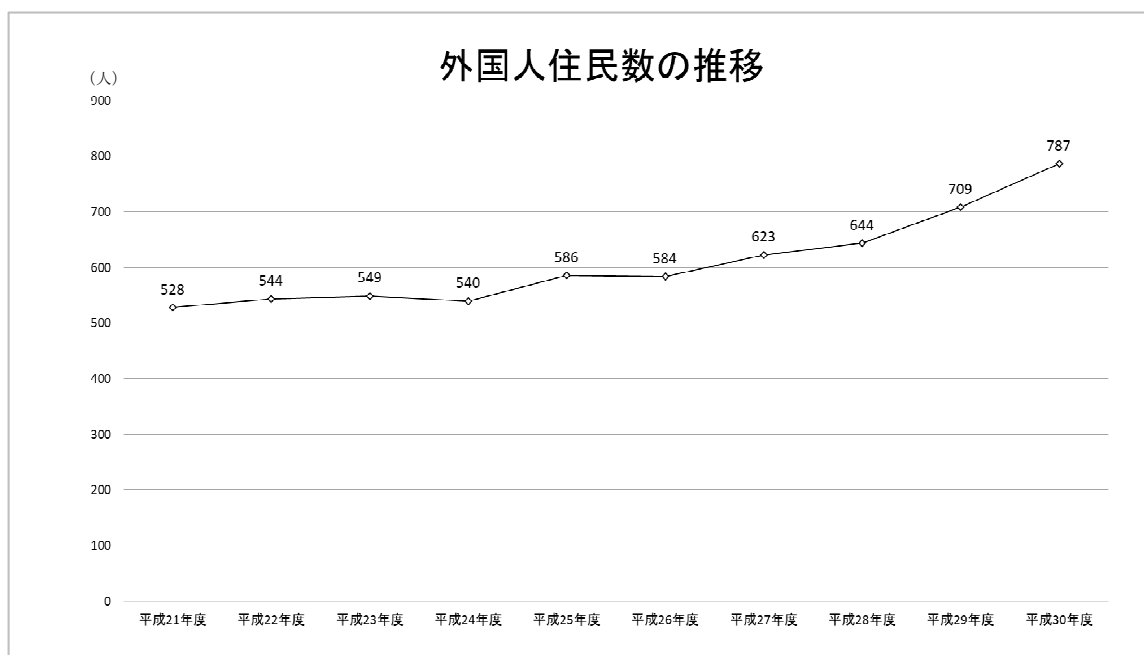
(1) 外国人住民の現状

平成31（2019）年3月末現在、本市の外国人住民数は、787人となっており総人口の約1.2%を占めています。また、外国人住民数は年々増加しており、10年前の平成21（2009）年度末に比べ、約1.5倍増加しています。（図1参照）

現在、本市には31か国の外国人が住民登録をしています。国籍別では、フィリピン（19.2%）が最も多く、次いで中国（18.7%）、ベトナム（15.8%）、韓国（10%）、ミャンマー（4.8%）、タイ（4.7%）となっています。（図2参照）また、5年間の外国人国籍別登録数の推移は図3のとおりです。

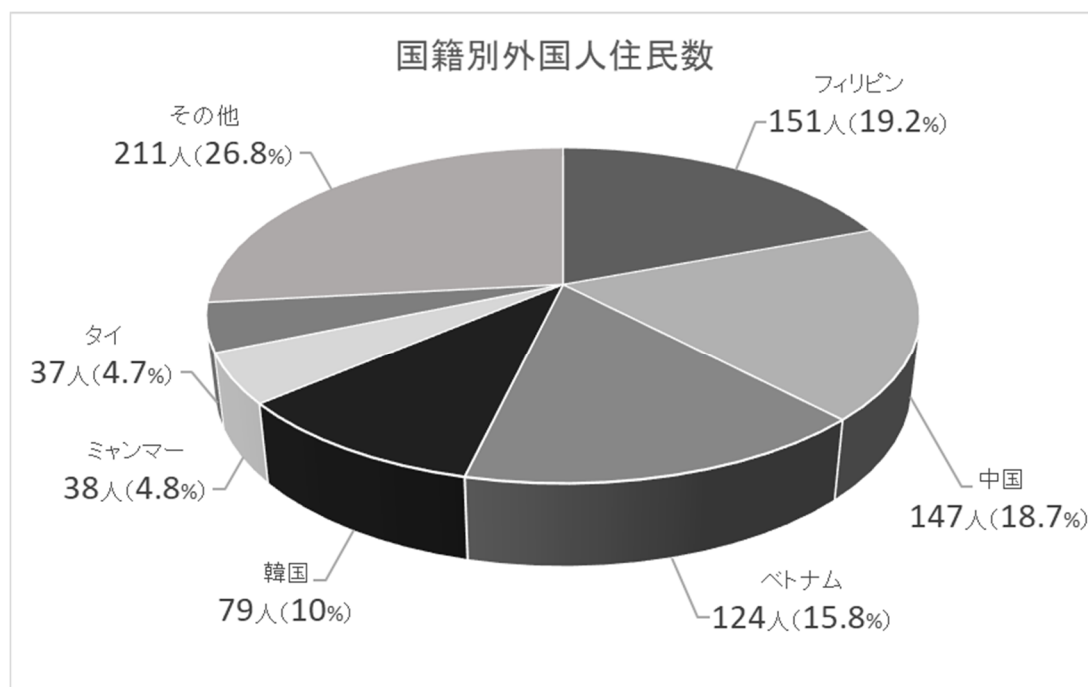
地区別の外国人住民数は、長浦地区で本市全体の54.8%（430人）と最も多く、次いで昭和地区が25.2%（198人）となっています。（図4参照）

図1 外国人住民数の推移【過去10年間】（各年3月31日現在）



※資料：市民課（平成31（2019）年3月31日現在）

図2 国籍別外国人住民数



※資料：市民課（平成31（2019）年3月31日現在）

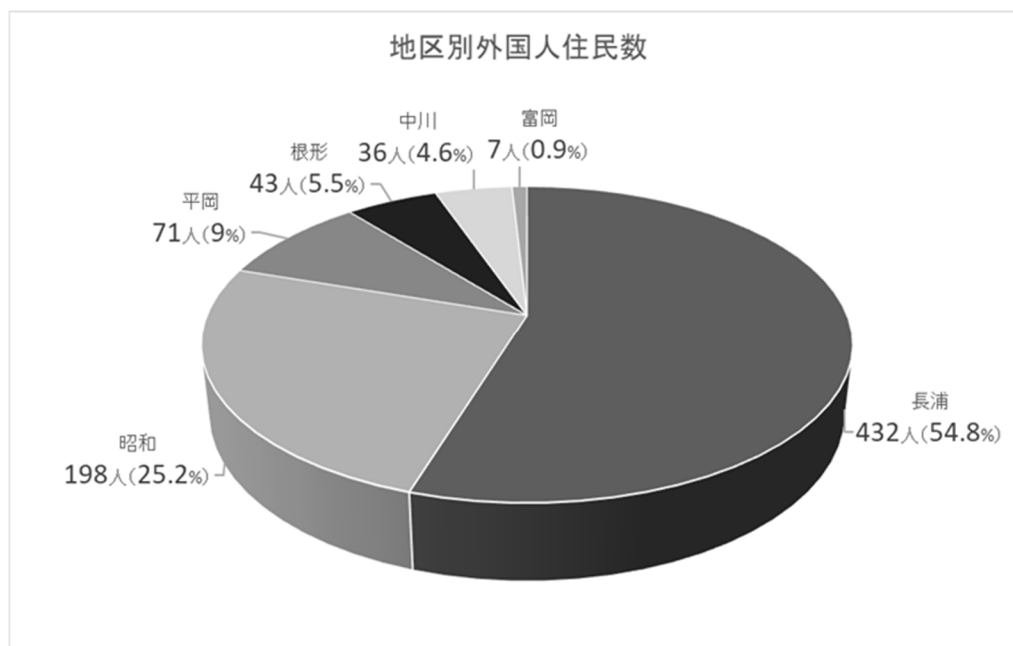
図3 国籍別外国人住民数の推移 (単位：人)

順位 ※1	国籍	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	27年から 31年までの 増減
1	フィリピン	131	129	127	147	151	+20
2	中国	156	154	133	127	147	-9
3	ベトナム	28	33	60	79	124	+96
4	韓国	76	81	84	81	79	+3
5	ミャンマー	11	33	34	41	38	+27
6	タイ	36	36	37	39	37	+1
7	インド	28	28	25	30	30	+2
8	台湾	9	11	11	28	28	+19
9	パキスタン	25	22	26	27	28	+3
10	ネパール	10	8	16	16	23	+13
	その他	74	88	91	94	102	+28
	全体 (総人口に占める割合)	584 (0.94%)	623 (1%)	644 (1.03%)	709 (1.12%)	787 (1.24%)	+203
	市の総人口	61,927	62,147	62,390	63,251	63,704	+1,777

※資料：市民課（各年3月31日現在）

※1 順位は、平成31（2019）年3月31日現在における国籍別人口順

図4 地区別外国人住民数



※資料：市民課（平成31（2019）年3月31日現在）

（２）姉妹都市交流

本市は、昭和５４（１９７９）年１月３１日にブラジル連邦共和国サンタカタリーナ州イタジャイ市と姉妹都市を提携し、平成２３年まで隔年相互に公式の使節団を派遣していました。

平成２８（２０１６）年７月に、一層の交流促進を図るため、イタジャイ市を公式訪問、共同宣言を取り交わし、その際、イタジャイ市よりイタジャイ杯の新たなトロフィーの寄贈を受けました。本市からは、平成２９（２０１７）年度に、市民からの寄付によって集まった日本の伝統文化でもある着物をイタジャイ市日伯文化協会に贈りました。その後、平成３０（２０１８）年度に姉妹都市提携４０周年を記念し、平成２８（２０１６）年に実施した公式訪問の様子をパネル化、共同宣言書等と共に市役所にて展示を行い、広く市民に姉妹都市交流活動の様子を周知しました。

また、市民レベルでの交流では、本市において、昭和５８（１９８３）年から袖ケ浦市サッカー協会主催の「イタジャイ杯争奪袖ケ浦市・近隣市少年サッカー親善大会」が毎年開催されており、本市からもイタジャイ市へ少年サッカーチーム使節団派遣などを行っています。近年では、国際交流協会の団体会員である袖ケ浦フットサルクラブがイタジャイ市主催のフットサル大会に参加して交流を深めています。



市民レベルでの交流（イタジャイ市にて）



イタジャイ市にある袖ケ浦への道（袖ケ浦公園）

(3) 袖ヶ浦市国際交流協会の活動

国際交流協会は、教育、文化等幅広い分野における市民レベルでの国際交流を積極的に推進し、市民の福祉と文化の向上に資するとともに、国際相互理解と国際親善に寄与することを目的に、平成8（1996）年6月6日に設立されました。

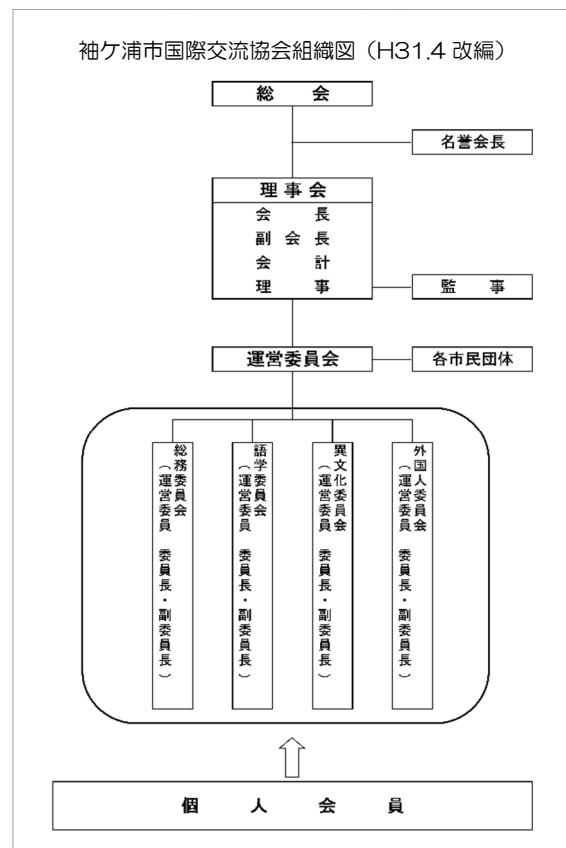
設立後は、様々な活動を行ってきており、外国人住民と日本人住民との交流を推進していくため、ティータイムコンサートやクリスマスパーティーなどの催し物を開催しています。このような中、個々の活動を充実させるため、平成31（2019）年度に組織を見直し、現在、総務委員会・語学委員会・異文化委員会・外国人委員会の4つの専門委員会に分かれて活動しています。各委員会の活動としては、外国人住民が生活していく上で必要な日本語を習得してもらうために、日本語教室「きなさ」の開催、お互いの文化を理解してもらうための異文化交流会や料理教室などを実施しています。



ティータイムコンサートの様子



日本語教室「きなさ」の様子



2 今後の課題

本市では、前方針に基づき、姉妹都市交流の促進を図るとともに、国際交流協会と連携しながら、日本語学習支援や異文化交流事業の推進、生活情報等の多言語化などに取組み、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

そのような中で、本市における外国人住民数は年々増加しており、現在では、750人を超え総人口の約1.2%を占めています。そして、新たな方針を策定するにあたり、今後も増加していくことが予想される外国人住民が日本人住民と同様に安心して地域で生活していくために必要なニーズや困りごとを把握するため、日本語教室の受講生及び市内小中学校のALTを対象として、聞き取り調査を実施しました。

そして、本市の国際化の現状及びこれまでの市の取り組みとあわせ、次のとおり課題を抽出しました。

(1) 行政情報等の提供及び日本語学習機会の充実

聞き取り調査では、「生活情報等が日本語であるため、理解ができず困っている」という回答が多くありました。

そのため、病院等の医療情報や生活に密着した行政情報等、外国人のニーズに合った情報について、「多言語化」や「やさしい日本語」による情報提供を一層推進していくとともに、情報の発信の仕方についても工夫をしていく必要があります。

また、外国人住民が本市で生活をするために必要な日本語の習得についても、学習機会の充実を図るなど、支援をしていく必要があります。

「やさしい日本語」とは

普通の日本語よりも簡単で、難しい単語を避け、1文を短くするなど、外国人にも分かりやすい日本語のことです。

◆「やさしい日本語」は、外国人だけではなく、高齢者や子どもたちにも分かりやすいことから、幅広く活用することが出来ます。

(2) 災害情報等の周知

聞き取り調査では、多くの方が「避難所の場所や避難経路が知りたい」とのことでした。

災害に対する知識や経験の少ない外国人住民も多いことから、災害時に適切な行動をとることができるよう、災害に関する情報等をわかりやすく提供、周知を行うことができるようにする必要があります。

また、外国人住民が防災に関する講座や防災訓練などにも参加してもらえるよう、取り組んで行く必要があります。

(3) 外国人児童・生徒への学校生活における支援

現在、市内の小中学校に通う、日本語がわからない外国人児童・生徒が増えており、今後も増加していくことが予想されることから、基本的な学習内容を理解できるよう、通訳支援等、学校生活における日本語支援の体制を整備していく必要があります。

(4) 地域コミュニティへの参加

聞き取り調査では、「地域コミュニティ等に参加していない」という回答が多くありました。地域に住んでいる外国人住民を知らない日本人住民も多く、地域のルールなどを伝えられないことから、お互いに誤解や不信感を招く恐れがあります。

そのために、外国人住民と日本人住民が、共に地域社会の一員となって地域づくりに取り組んでいくことができるよう、自治会、ボランティア団体、市などが連携して、外国人住民の地域コミュニティ活動への参加を促進していく必要があります。

「地域コミュニティ」とは

地域において「まちづくり」を担う地縁団体（自治会等地域の人々で構成された団体）、市民活動団体及び事業者を総称して地域コミュニティといいます。

(5) 国際交流の推進

外国人住民と日本人住民との交流の場は、異文化への理解等を深めることができる貴重な機会となっています。

国際化を推進していくためには、国際交流団体等と協力をしながら市民レベルでの多くの交流の機会を創設していく必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで「多文化共生のまちづくり」と「国際交流活動の推進」を基本目標に掲げ取り組んできました。これからも外国人住民や日本人住民の区別なく、誰もが地域に住む「住民」として、認識することが重要です。

そのため、お互いの文化や習慣の違いを理解し、より良い関係性を築きながら、ともに発展していくまちづくりを目指して、「互いの文化を尊重し合い、みんなが暮らしやすい多文化共生のまちづくり」を基本理念とします。

基本理念

互いの文化を尊重し合い、

みんなが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

2 基本目標

基本理念を達成するため、次のとおり 2 つの基本目標を定めます。

基本目標 1 多文化共生のまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生のまちづくりを目指します。

基本目標 2 多様な国際交流活動の活性化

国際交流協会等と連携を図りながら、様々な交流事業を行い、市民の外国文化への理解を深め、国際交流団体等をはじめとした市民レベルでの国際交流の更なる活性化を目指します。

3 基本方針の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
互いの文化を尊重し合い、みんなが暮らしやすい多文化共生のまちづくり	1 多文化共生のまちづくり	(1)コミュニケーション支援	①わかりやすい情報提供の推進
			②日本語学習機会の充実及び相談窓口の周知
		(2)暮らしやすい環境づくり	①外国人住民に対する支援等の充実化
			②外国人児童・生徒への教育支援
			③防災・災害対策の推進
	2 多様な国際交流活動の活性化	(1)国際理解の推進	④外国人住民の地域コミュニティへの参加推進
			①姉妹都市との交流
			②市内小中学校における児童・生徒の国際意識の醸成
			③異文化への理解推進及び交流の場の創出
			④海外ボランティア等の周知
		(2)国際交流団体への支援	①国際交流協会等への連携・支援
		(3)インバウンドの推進	①外国人観光客の受入環境の整備
			②市の魅力発信の推進

第4章 基本目標ごとの主な施策

基本目標1 多文化共生のまちづくり

【施策の方向性】（１）コミュニケーション支援

言葉の壁により外国人住民と日本人住民とのコミュニケーションが円滑にできなかったり、情報がうまく伝わらなかったりすることがあります。日々の生活に必要な情報を多言語や、やさしい日本語で提供するとともに、日本語を学ぶ機会を設けるよう努めます。

《施策》①わかりやすい情報提供の推進

日本語が十分に理解できない外国人住民に必要な情報を伝えるため、国際交流団体等と連携をしながら、多言語や「やさしい日本語」を用いて情報提供します。

また、外国人にもわかりやすいように、市内公共施設等の案内板は、多言語併記やマーク等を活用してわかりやすい表示に努めます。

取 組 例
ホームページ等を活用した多言語による情報提供
「やさしい日本語」等の併記
国際交流団体等との連携による情報提供
公共施設等の案内板へのマークの活用や多言語併記
窓口での「やさしい日本語」の利用促進

※取組例は、現在取り組んでいる施策及び今後の取組を期待する施策を例示したものです。（以下同じ）

《施策》②日本語学習機会の充実及び相談窓口の周知

外国人住民が日常生活において不自由なく生活していくためには、日本語の習得が少なからず必要となってくることから、日本語学習機会の充実化を図ります。また、外国人住民の日常生活等の困りごとなどを母国語で相談できるよう、相談窓口の情報提供等を行います。

取 組 例
日本語教室の支援
日本語の学習機会の提供・充実
日本語ボランティアの育成
外国人住民への相談窓口の周知（※）

※相談窓口：（公財）ちば国際コンベンションビューロー

法務省人権擁護局

ちばけん がいこくじん そうだん
千葉県外国人相談

TEL 043-297-2966

英語	Chiba Advisory Service
中国語	千葉县咨询服务
韓国語	치바현 상담 서비스
タイ語	จังหวัดชลบุรีให้บริการไทย-ญี่ปุ่น
ネパール語	चिबा प्रान्त परामर्श सेवा
ヒンディー語	चिबा प्रान्त परामर्श सेवा
タガログ語	Chiba Konsultasyon Serbisyo
スペイン語	Chiba Servicio de Consulta
ポルトガル語	Serviço de Consulta da Província de Chiba
ベトナム語	Tiếng Việt Dịch vụ tư vấn tỉnh Chiba
ロシア語	Консалтинговая услуга префектуры Тиба
インドネシア語	Pelayanan Konsultasi Chiba

月曜日～金曜日 9:00～12:00 / 13:00～16:00
（土・日・祝祭日・年末年始を除く）
Chiba Int'l. Bus. Public Relations & New Year Initiative

おひらきにくさいにうりやう
千葉県国際交流センター Chiba International Center

法務省 - Ministry of Justice -

外国語人権相談ダイヤル

アパートへの入居を断られた、文化の違いが受け入れられない、
などで悩んでいる方はお電話ください。

Don't struggle alone. Please call the
"Foreign-language Human Rights Hotline!"

Have you been refused occupancy in an apartment? Do you feel excluded due to cultural differences? If you are experiencing problems like these, please give us a call.

请不要一个人自我烦恼，可以拨打
“外语受理人权咨询热线电话”

如果您被拒绝入住公寓或无法接受文化上的差异，正在为这些事情烦恼，请拨打这个电话。

Khi gặp rắc rối thì đừng chịu một mình mà hãy liên lạc đến số điện thoại của "Trung tâm tư vấn nhân quyền dành cho người nước ngoài"

Những người đang gặp rắc rối do vấn đề khác biệt mà không được chấp nhận hay bị từ chối không cho vào ở trong nhà thì hãy điện thoại với chúng tôi.

Por favor, não guarde sua preocupação consigo mesmo. Entre em contato através do "Serviço de consulta sobre os direitos humanos em idiomas estrangeiros."

Você pode entrar em contato conosco caso tenha alguma preocupação, por exemplo, se lhe for negado o aluguel de um apartamento ou caso não possa aceitar as diferenças culturais.

혼자서 고민하지 마시고 "외국어 인권 상담 다이얼"로 전화해 주세요.

외국인 입주를 거절당했다, 문화 차이를 받아들이기가 어렵다 등에 이유로 고민하시는 분은 전화해 주세요.

Mangyaring tumawag sa "Hotline Para sa Karapatang Pantao ng mga Dayuhan" nang hindi mag-isa na nag-aalala.

Mangyaring tumawag sa hotline na ito kung ikaw ay may dinadanas na problema tulad ng pag-ayaw ng may-ari ng apartment na umupa sa kanila ng kwarto dahil sa kaibahan sa kultura.

0570-090911

平日(Weekdays)9:00~17:00
Call rates to the call center will be charged.

法務省 人権擁護局
Human Rights Bureau, Ministry of Justice
Gabinete para a proteção dos direitos humanos do Ministério da Justiça
Kasamahan ng Karapatang Pantao, Ministry of Justice

【施策の方向性】（２）暮らしやすい環境づくり

外国人住民に対して、日常生活に必要な情報を提供することができる環境づくりを進め、日本の制度などを理解し、安心して暮らすことができるよう生活支援を行います。また、外国人住民と日本人住民が共に支え合って暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人住民の地域活動への参加と住民相互の交流促進に努めます。

《施策》①外国人住民に対する支援等の充実化

外国人住民が安心して健康的な生活を送るために必要な医療・保健や外国人住民が日本人住民と同じように働くことができるようにするための就労等の情報を、関係機関と連携して「やさしい日本語」等を活用しながら、外国人住民にもわかりやすく提供できるよう努めます。

取 組 例
多言語等を活用した医療保険制度及び病院・薬局の情報提供
「やさしい日本語」等を活用した健康診断・健康相談等の実施
「やさしい日本語」等を活用した就労・起業に関する情報提供

《施策》②外国人児童・生徒への教育支援

外国人児童・生徒が日本人児童・生徒と仲良く安心して学校生活を送ることができるよう、「やさしい日本語」等を使用した通知や通訳支援に努めていきます。また、本市に引っ越してきた外国人児童・生徒に対する、市内小中学校への就学案内にも努めます。

取 組 例
「やさしい日本語」等を活用した学校情報の提供
外国人児童・生徒への通訳支援
外国人児童・生徒への就学案内

《施策》③防災・災害対策の推進

大規模な地震や台風等の災害に備え、防災情報等の多言語化等を行うとともに、SNS などにより災害時の迅速な情報提供、安全確認に努めます。

取 組 例
防災教育・訓練への参加推進
外国人住民を対象とした出前講座の開催
多言語等による防災情報の提供
災害時の多言語による情報伝達等のための関係機関との連携

《施策》④外国人住民の地域コミュニティへの参加推進

外国人住民に対し、地域行事やボランティア活動などへの参加を促すなど、外国人住民同士や日本人住民との交流ができるように働きかけ、外国人住民が地域社会の構成員として暮らすことができるよう支援します。

取 組 例
自治会制度の理解と加入促進
「やさしい日本語」によるイベントの周知

基本目標２ 多様な国際交流活動の活性化

【施策の方向性】（１）国際理解の推進

国際社会に対応するため、外国の文化・習慣等を学ぶ機会や異文化に触れる機会を提供することにより、市民の国際理解を推進するとともに、国際交流活動への参加を促進します。

＜施策＞①姉妹都市との交流

姉妹都市イタジャイ市との交流を中心として、市民への異文化理解の推進を図っていきます。また、国際交流団体等による市民レベルでの交流を推進していきます。

取 組 例
姉妹都市イタジャイ市の周知
姉妹都市との交流推進

＜施策＞②市内小中学校における児童・生徒の国際意識の醸成

子どもたちの国際感覚を養うため、小中学校における国際理解教育等についての学習機会の提供に努めます。

取 組 例
国際理解教育の推進
外国語指導助手による外国語教育の推進

《施策》③異文化への理解推進及び交流の場の創設

外国人の文化や習慣等を学ぶ機会を提供し、市民の異文化への理解が深まるよう推進します。

また、国際交流協会等が開催している異文化交流事業をはじめとした各種交流事業を実施し、外国人住民と日本人住民が交流できる場の創設に努めるとともに、多くの外国人住民に参加してもらえるよう、「やさしい日本語」等を活用した周知を行います。

取 組 例
国際理解セミナーの実施
国際交流イベント等の開催支援・周知
国際交流を担う人材の育成

《施策》④海外ボランティア等の周知

異文化社会における相互理解や国際貢献のための海外ボランティアや、国際的な視野を広げることができる海外研修等についての情報提供を行います。

取 組 例
JICA ボランティアなど市民が参加できるボランティアの情報提供（※）
関係機関等が開催する海外研修等の周知

※JICA とは…独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency）の略称。日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、発展途上国への国際協力を行っている。（JICA ホームページより抜粋）

【施策の方向性】（２）国際交流団体への支援

多文化共生社会の実現や国際交流推進のために活動する国際交流団体等と連携し、その活動を支援することで、多様な施策を推進します。

《施策》①国際交流協会等との連携・支援

国際交流協会をはじめ、国際交流活動の担い手となる団体やボランティアとの連携や支援を行い、国際交流団体等が持っている多くの情報やノウハウ、ネットワーク等を活用し、本市の国際化を推進します。

取 組 例
国際交流協会の組織体制の強化
国際交流協会との定期的な意見交換
国際交流協会が実施する各種事業への支援

【施策の方向性】（３）インバウンドの推進

訪日外国人旅行者が旅行しやすいように、情報提供や環境整備を行います。

＜施策＞①外国人観光客の受入環境の整備

外国人観光客が安心して快適に滞在することができるよう、受入環境の整備を図ります。

取 組 例
多言語の観光パンフレットの配布及び周知
公共施設における無料公衆無線 LAN の整備
観光資源の開発と活用

「インバウンド」とは

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または、訪日旅行という。

＜施策＞②市の魅力発信の推進

本市に外国人観光客の誘客を図るため、海外に向けて本市の魅力を発信します。

取 組 例
SNS を活用した多言語による情報発信
多言語展示による地域の歴史・文化の紹介

第5章 方針の推進

1 推進体制

- (1) 本市における多文化共生施策や国際交流を推進するために、地域コミュニティや国際交流団体等と連携かつ協力し、多様な意見を取り入れた施策の展開を図ります。
- (2) 多文化共生施策や国際交流の推進は、庁内が一体となって取り組むべき事業であることから、計画的かつ総合的に推進するため、連携・調整機能を充実させるとともに、県等の関係機関とも連携をし、施策の推進を図ります。

